千葉県公立高等学校専攻科の生徒への修学支援事業事務処理要領

(目的)

千葉県が行う高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料に係る支援事業 に対して、国がその経費を補助することにより、高等学校の専攻科における教育に係る経 済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

1 支援金について

(1)対象となる学校

公立の高等学校の設置する専攻科(以下「高等学校専攻科」という。)の学科のうち、 以下の①又は②の要件を満たすものとする。

- ① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学 基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定め る基準を満たすものとする。
- ② 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、もしくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

(2) 対象となる者

- (1) の高等学校専攻科に在学し、以下の①~⑤の全ての要件を満たす者とする。
- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校専攻科を修了していない者
- ③ 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者 在学期間は、その初日において高等学校専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。
 - ・ 日本国内に住所を有していなかった期間(その初日において日本国内に住所 を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けること のできた月を除く。)
 - ・ 高等学校専攻科を休学していた期間(令和2年4月1日以前に高等学校専攻 科を休学していた期間を含む。)
- ④ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア 又はイに該当する者
 - ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
 - イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が

八万五千五百円未満である者(アに該当する者を除く。)

なお、ここでいう保護者等とは、生徒に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。)がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒(当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者)とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」(生徒等の父母であれば、その両名)を指すものとして取り扱うこととする。

⑤ 以下のいずれかに該当する学科に通う者 ア 大学への編入学基準を満たす課程 イ 国家資格者養成課程

なお、①~⑤に該当する者が次のア~ウのいずれかに該当するときは、補助の対象 としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると千葉県が判断した場 合は、この限りではない。また、年度の途中でア~ウのいずれかに該当することとなっ た場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度 の四月から補助の対象としないこととする。

ア 退学・停学(三か月以上のものに限る。)の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする(処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。)。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の 5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

※ 対象となる学校において、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、上記ア〜 ウに該当しないことの確認を行い、「様式2(1)又は様式2(2)個人対象要件証 明書」により財務課まで報告すること。

(3) 支給期間

補助金の算定対象となる専攻科支援金の支給期間は、高等学校専攻科については最大で24月とする。

ただし、高等学校専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修 業年限とする。

(4) 専攻科支援金の額

① 専攻科支援金の額及び補助対象上限額

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、支給対象高等学校専攻科の授業料の 月額に相当する額となる。

補助対象上限額は以下の表のとおりとする。この表中、「区分1」は、(2) ④アに該当する者(住民税非課税世帯)とし、「区分2」は、(2) ④イに該当する者(住民税非課税に準ずる世帯)とする。

なお、高等学校等就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の補助対象上限額と同じ額とし、通算の支給上限単位数及び年間の支給上限単位数は設定しない。

<専攻科支援金の補助対象上限額>

	高等学校		
	区分1	区分 2	
公 立	9,900円	4, 950 円	

② 授業料債権への充当

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、授業料の月額に相当する額、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権(以下「授業料債権」という。)の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。専攻科支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

(5) 所得に応じた支給

専攻科支援金は、(4)①のとおり所得に応じた補助対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

	対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額 と市町村民税所得割額の合算額	世帯年収の目安(参考)
	区分1 住民税非課税世帯	0円(非課税)	270 万円未満程度
Ī	区分2 住民税非課税に準ずる世帯 ※住民税非課税世帯の 1/2 倍	100円(※)以上 85,500円未満	270~380 万円未満程度

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1~99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1~99円と記載されている場合であっても、住民税非課税世帯の支給額の対象となる。

(6)受給資格認定

専攻科支援金の支給にあたっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、 「様式1_高等学校等専攻科修学支援金受給資格認定申請書」に保護者等(生徒の親権 を行う者等)の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類(以下「課税 証明書等」という。)を添付して、学校長を経由して、千葉県教育委員会に申請し、そ の認定を受けることを標準とする。

なお、所得確認を行う保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日(1月1日)に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象とする。

(7)収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、各四半期の授業料納期限までに、課税証明書等を添付した「様式1_高等学校等専攻科修学支援金収入状況届出書」を、学校長を経由して千葉県教育委員会に提出することを標準とする。

(8) 休学

受給権者が休学する場合は、受給権者である生徒が「様式7_高等学校等専攻科修学 支援金の支給停止申出書」により、専攻科支援金の支給の停止を千葉県教育委員会に申 し出ることを標準とする。

また、休学者が復学をする場合は、受給権者である生徒が「様式9_高等学校等専攻 科修学支援金の支給再開申出書」により、専攻科支援金の支給の再開を千葉県教育委員 会に申し出ることを標準とする。

ただし、支給の停止を行わないこととした場合はこの限りでない。

(9) 転学

受給権者が転学等をする場合は、転学元と転学先で修業年限が異なる場合があり得る。その場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算することとする。

○転学先での残りの支給期間

=転学先の修業年限(月数)から転学元の在学期間相当(※)を除いた月数 ※ 転学元での在学月数×転学先の修業年限/転学元の修業年限(端数切捨て)

例1:修業年限1年の専攻科に5月在学→修業年限2年の専攻科に転学 2年(24月) - 5月 × 2年 / 1年 = 14月

例2:修業年限2年の専攻科で18月在学→修業年限1年の専攻科に転学 1年(12月) - 18月 × 1年 / 2年 = 3月

例3:修業年限3年の専攻科で10月在学→修業年限2年の専攻科に転学 2年(24月) - 10月 × 2年 / 3年 = 18月 (端数切捨て)

(10) 専攻科支援金の支給方法

専攻科支援金の支給方法については、学校設置者による代理受領とすることを標準とする。ただし、本人の申し出等により千葉県が生徒への直接支給その他の方法によることとした場合はこの限りでない。

なお、(4)②のとおり、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。

2 留意事項

- (1) 専攻科支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、個人情報の取り 扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提 出方法について、特段の配慮を行うこと。
- (2) 受給資格認定申請及び収入状況届出において、1 (6) (7) の標準的な手続を行わない場合であっても、支給要件及び支給額の算定根拠等については、書類等により確認可能な状態としておくこと。
- (3) 令和2年度は、本事業においてマイナンバーを用いることができないため所得割額により判定を行うが、令和3年度7月からは、課税所得を基にした判定基準に移行する予定である。なお、見直し後の判定基準では「調整額」を確認する必要があるが、課税証明書等では調整額を確認できないことが多いため、基本的にはマイナンバーにより情報照会を行う必要がある。

3 事務処理手順

4月: <専攻科支援金審查>

専攻科支援金受給資格認定申請書に課税証明書を添付して提出。

【非課税世帯】

専攻科支援金支給決定通知を交付し手続きが完了する。

【課税世帯】

専攻科支援金により決定された補助上限額以外の部分が減免される可能性があるため、併せて授業料減免申請手続きを進める。

<授業料減免審査>

専攻科支援金の審査決定後に、授業料減免規程により審査し、授業料減免決 定・不決定通知書を交付(年度末まで決定)

7月: <専攻科支援金審查>

専攻科支援金の収入状況届に課税証明書を添付して提出。審査して、認定・不認定通知書を交付する。

審査した結果不認定で、すでに授業料減免決定通知を交付している場合、授業 料減免決定通知の国庫内訳を修正し、再交付する。

<授業料減免審査>

7月以前に既に決定がされている場合はそれを適用する。

○ 専攻科支援金の対象者については、授業料減免決定通知書の記載について現行通知 文に内訳を追記する。国庫補助の対象から外れた場合は追記の必要はなく、従来どおり 通知する。 9,900円の半額の1/2を

< 7月以前の申請に対する決定通知>

(4月から認定、270万円以上380万円未満世帯の場合)

- ・4月認定の場合、国の決定は6月まで確定。 7月審査の結果はこの段階では見込みとして括弧書き。 期間に7月審査完了後に確定する旨を記載。
 - 1 減免の額 全額免除(国庫補助対象上限額を除く)

 国庫補助確定額
 7,425円(7月以降 22,275円)

国と県で折半

国 : 2, 475円×3月

= 22, 275円: 2, 475円×12月

減免: 4, 950円×12月 =89, 100円

2, 475円×9月

= 7, 425円 国(7-3月見込)

県負担(減免含む) 89,100円

合 計 96,525円(7月以降118,800円)

2 減免の期間 令和2年4月~令和3年3月

(令和2年7月分以降は国庫補助審査完了後確定いたします。)

・7月審査で国庫補助対象が不認定だった場合(認定の場合は専攻科支援金の決定 通知は別途出るので減免の決定通知は修正して通知しない)

額を変更し改めて決定通知を出し直す。

 1 減免の額 全額免除 (国庫補助対象上限額を除く)

 国庫補助確定額
 7,425円

<u>県負担 (減免含む) 111, 375円</u> - 合 <u>計 118, 800円</u>

ため 22.275円を減免決定する。

7月以降専攻科支援金は認定され

なかったが、減免の対象ではある

2 減免の期間 令和2年4月~令和3年3月

<7月以後の申請に対する決定通知>

(7月から認定、270万円以上380万円未満世帯の場合)

1 減免の額 全額免除(国庫補助対象上限額を除く)

国庫補助確定額22,275円県負担(減免含む)66,825円合計89,100円

2 減免の期間 令和2年7月~令和3年3月

< 7月以後の申請に対する決定通知>

(10月から認定、270万円以上380万円未満世帯の場合)

1 減免の額 全額免除(国庫補助対象上限額を除く)

国庫負担確定額14,850円県負担(減免含む)44,550円合計59,400円

2 減免の期間 令和2年10月~令和3年3月

9,900円の半額の1/2を 国と県で折半

国 : 2, 475円×9月

= 22, 275円 県:2, 475円×9月 減免:4, 950円×9月

=66,825円

9,900円の半額の1/2を 国と県で折半

国 : 2, 475円×6月 =14, 850円 県 : 2, 475円×6月

減免: 4, 950円×6月 =44, 550円

<国庫補助額と県負担の図>



